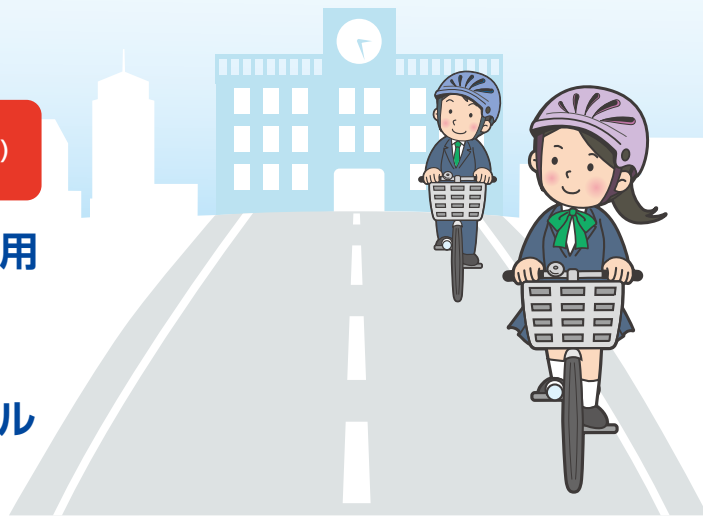


# 自転車の安全な利用について

## ！ご存じですか？

### 道路交通法の一部改正 (2022年4月27日公布)

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化 (2023年4月1日施行)
- 電動キックボード等の新たな交通ルール (公布日から2年以内に施行)



頭部損傷が重大な被害につながります。  
大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

これまで13歳未満の児童・幼児に対して、ヘルメットの着用努力義務が保護者に課せられていましたが、法の施行後は全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課せられることとなります (2023年4月1日施行)。

自転車乗用中における交通事故死者の約6割は頭部に致命傷を負っているほか、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍であることがわかっています (以下、警察庁データご参照)。

埼玉県内において、令和3年中の自転車交通事故死者34人のうち、ヘルメット着用者は0人でした。

こうした状況を踏まえ、道路交通法の一部が改正されました。

自転車乗用中

### 死者の人身損傷主要部位

\*「その他」とは  
顔部、腹部等

自転車死者数	2,145人	
頭部	1,237人	57.7%
頸部	161人	7.5%
胸部	263人	12.3%
腕部	6人	0.3%
腰部	90人	4.2%
脚部	16人	0.7%
その他*	372人	17.3%

※警察庁データより

(H29~R3)

自転車乗用中

### ヘルメット着用状況別の致死率



※警察庁データより

(H29~R3合計)



電動キックボードは車両です。  
電動キックボードを正しく安全に走行させるため、交通ルールを学びましょう。

現在の道路交通法では、電動キックボードは原動機付自転車として区分されるため、歩道通行はできず、車両用の信号機に従うこととなります。また、該当する免許の所持とヘルメット着用のほか、ナンバーの取得、自賠責保険への加入、保安設備(制動灯、方向指示器など)の備え付けなどが義務となっています。

ただし、このたび法律改正があり、新たな交通ルールが定められ2024年4月までに施行される予定です。

交通ルールをしっかりと学ぶとともに、利用する際は、自分の身を守るためヘルメットは着用するようにしましょう。また、購入する際も、公道で走行することができる設備が備え付けられているかなどをよく確認しましょう。



令和4年11月改定 **「自転車安全利用五則」** を守りましょう。

…違反した場合は「知らなかった」では済まされず、道路交通法違反となります。

老若男女問わず、多くの方が利用する自転車には、安全利用五則があります。  
自転車を利用するには充分注意し、ルールをまもりましょう。

※罰金・料金は刑事罰(前科)となります。

<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認	夜間はライトを点灯	飲酒運転は禁止	ヘルメットを着用
通行区分違反 3月以下の懲役 または 5万円以下の罰金	信号無視 一時不停止 3月以下の懲役 または 5万円以下の罰金 (過失~10万円以下の罰金)	無灯火 5万円以下の罰金	酒酔い運転 5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金	

自転車での危険行為により、3年間で2回以上検挙された自転車運転者(14歳以上)は、**【講習時間:3時間、受講料:6,000円】**  
自転車運転者講習を受講しなければなりません。(受講しなかった場合、5万円以下の罰金となります。)

**ながら運転は絶対にやめましょう。** スマートフォンやイヤホンの使用、傘さしなどの「ながら運転」は  
道路交通法違反です。絶対にやめましょう!

## 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(自転車条例)について

埼玉県において自転車の安全な利用を促進するため、県、県民、自転車利用者、事業者、関係団体の責務や、自転車安全  
利用に関する施策の基本事項を定め、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことので  
きる地域社会の実現に寄与することを目的に制定された条例です。

## 自転車保険加入は自転車利用者(利用者が未成年の場合は保護者)の義務!

この条例には、近年の自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど自転車  
事故に対する社会的な責任が増していることに伴い、平成30年4月1日から、**自転車利用者などの自  
転車損害保険の加入義務及び学校等における保険  
加入確認の努力義務が規定されています。**

自転車事故の賠償事例

賠償額(万円)	裁判所	判決日	被害者	被害内容	加害者・過失
9,521	神戸	平成25年7月4日	女性62歳	歩行者 後遺障害	小学生(11歳)無灯火
9,266	東京	平成20年6月5日	男性24歳	自転車運転 後遺障害	男子高校生通行違反
6,779	東京	平成15年9月30日	女性38歳	歩行者 死亡	男性交差点進行

埼玉県高P連では、自転車条例に対応している全国高P連の団体保険(ハイスクール24)をおすすめしています。  
ハイスクール24の個人賠償責任補償は示談交渉サービス付で万が一の事故の際もご安心いただけます。(一社)日本損害保険協会

## 確実なカギかけで自転車盗難被害防止!

さらに、この条例では、自転車利用者の責務の  
一つに「盗難防止のための施錠等の防犯対策」を  
掲げています。**令和4年の自転車盗難の認知件数  
は11月末時点で既に9,000台を超えています。  
盗難被害にあった自転車のうち、約6割がカギを  
かけていませんでした。**

被害時の施錠の有無(令和3年被害件数8,563件)



### 被害にあわないためのポイント

- 自転車にはカギを2個以上かけましょう
- 短時間でも、自宅や学校でも、カギをかけましょう
- 路上に置かず、駐輪場に置きましょう

### 盗まれにくいカギ

ディンプルキー



ワイヤー錠



### 盗まれやすいカギ

プレスキー

